

平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

事業CD. 1141 事業名: 消防施設等整備補助事業
 細事業名: _____

政策体系上の位置付け (参考) 平成20年度～ 総合振興計画実施事業

政 策: 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る
 基本施策: 6 暮らしの安全と安心を守る
 主な施策: (3) 防災情報システムと防災設備

所管部署名
 部局名: 総務部
 課名: 総務課

科目CD. 1090103 作成日 平成20年10月22日
 事業分類: B:ソフト事業
 新規事業 時限事業 (平成 年度迄)

実施根拠 (法令、条例等)
消防法、南丹市消防団規則 他

事業運営方法 直営 一部委託 全部委託 補助等
 委託先 民間 三セク NPO 学校 自治会・地縁団体
 その他 ()

事業概要

◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか)
 自らの地域は自らの地域で守る「共助」の精神を基本とする自主防災の推進を図るため、各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費を補助する。消防防災設備等の地域の経費を軽減し、地域自治会及び自主防災組織の消防施設等の整備計画を支援

◆ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか)
 自主防災の推進を図るため、各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を南丹市消防施設等整備補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

◆ 対象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か)
 自治会 (消防団) 及び自主防災組織。

◆ 結果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか)
 各地域の消防施設及び機械器具の整備・拡充により、自主防災活動の推進を図る。

指 標		単位	18実績	19実績	20予算	21計画
活動指標	① 交付件数					
	② 交付額					
	③			精 査 途 中		
	④					
	⑤					
対象指標	① 自治会及び自主防災組織					
	②			精 査 途 中		
	③					
成果指標	① 自主防災組織の体制整備数					
	②			精 査 途 中		
	③					

市民や議会等からの要望・意見 (要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)
 H20年度において、補助金の見直しにより、事業総額を前年度比3割削減したため、各地域からの要望事業総額が大幅に予算額を超えている状況で、事業の優先順位を設定し、緊急性の低い事業はH21年度実施に計画変更、また見直しを依頼するなど調整している。

近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況
 (財) 自治総合センターの宝くじ普及広報事業のメニューに自主防災組織への助成事業があるが、現状では要望がある地域全体を対象して採択されることは困難である。近隣市町においては、事業内容は若干差異があるが実施している。

決算(予算)額	(千円)	5,189	5,881	4,000	4,000
財源内訳	使用料・手数料等	(千円)	0	0	0
	国・府支出金	(千円)	0	0	0
	地方債	(千円)	0	0	0
	一般財源	(千円)	5,189	5,881	4,000
職員従事時間	(人)		0.14		
人件費 ※	(千円)		890		
トータルコスト ※	(千円)		6,771		

※人件費は、職員の給与・諸手当で・共済などから、一定の基準に基づき算定したおおよその額です。
 ※人件費およびトータルコストは、あくまでも参考値です。

【公共性の評価】

- (1) 行政の守備範囲 (民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか)
 法令等により定められた事業 市が実施すべき事業 行政内部の事業
 民間等での実施は見込めない 民間等での実施も可能

説明: 消防法等により、消防防災施設等整備の充実は、市の責務である。

- (2) 事業選定の妥当性 (事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか)
 施策等の実現に向けた事業 施策等の方向とマッチしていない

説明: 施設等整備の充実に向けた地域への支援事業である。

- (3) 対象の妥当性 (事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか)
 本質に沿った対象である 的を得た対象となっていない

説明: 地域と行政がお互いの責務として事業である。(協働)

【有効性の評価】

- (4) 課題解決への有効度 (目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か)
 かなり有効的 当初の予想どおり 予想しても有効的でなかった

説明: 地域の要望に対応することができた。

- (5) 施策実現に対する有効度 (総合計画の施策実現に対して有効的な事業か)
 かなり有効的 当初の予想どおり 想定よりも有効的でなかった

説明: 本支援事業は、地域の防災力を高める有効な事業である。

- (6) 成果向上の余地 (施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか)
 大きい 小さい 無い

説明: 支援することにより、地域での防災力は向上している。

- (7) 類似事業との統合・再編・連携の余地 (他の類似事業と統合や連携ができないか)
 統合や連携等の検討可能 統合や連携はできない 類似事業がない

説明: 地域の消防施設等の支援事業は他にない。

新たに生じた課題・解決できなかった課題等

H20年度予算においては、補助金総枠を3割削減したため、予算枠を超える地域からの要望があったため、一定、緊急性の高い事業から実施するよう調整した。

改革案 (いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか)

特に改正する必要はない。今後も予算の範囲で事業の内容を精査し、調整する。

【緊急性の評価】

- (8) 課題解決への緊急度 (なぜ早期に実施しなければならなかったか)
 法令等により期限がある 他事業よりも効果が大い 早期の取り組みが必要
 他事業よりも優先度が高い 市民の生命・財産を守るため 緊急性は低い

説明: 消防防災施設

【効率性の評価】

- (9) コスト削減の余地 (事業内容、職員労力、仕事の進め方などから)
 削減の余地あり 削減の余地なし

説明: 緊急性を考慮すると

- (10) 受益者負担の適正 (社会状況等から受益者の負担は適正か)
 正当な受益者負担 見直す必要あり 負担を強いる事業ではない

説明: 6割の地元負担は、適当である。

【協働性の評価】

- (11) 市民との協働による事業実施 (協働による実施を検討したか)
 協働事業には不向き 協働では実施していない 協働で行ったが主体は行政
 協働で行ったが住民主体は一部 市民等が主体となって実施

説明: 地域の整備計画に伴う事業支援として実施しているため。

- (12) 協働事業としての推進の余地 (今後、協働による推進できる余地はないか)
 余地あり 余地なし

説明: 現基準で、地元の負担が限界と考えている。

所 属 長 総 括 評 価

消防組織法により設備整備は市の責務であり、継続的に実施する。

※事務局使用欄

一次評価	要改善 (拡大)	消防資機材については市の責務。ならば全額支援ではないのか。団員数の精査とあわせて改善してはどうか。
二次評価	要改善 (拡大)	消防団員に直接かかわる機材については、逐次更新を検討。(ヘルメット・脚絆、長靴) 補助金交付要綱第2条 (1) (3) (4) 号については当分現状維持とする。